

柏崎市発注工事の積算疑義申立てに関する事務取扱要領

平成23年（2011年）5月1日 伺定

最終改正 令和7年（2025年）4月1日 伺定

（趣旨）

第1条 この要領は、柏崎市が発注する工事（以下「発注工事」という。）の入札執行に当たり、積算に疑義が生じた場合の事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発注工事 財務部契約検査課所管のうち、総合評価方式試行対象工事を除く制限付一般競争入札工事、指名競争入札工事及び公募型指名競争入札工事をいう。
- (2) 積算の疑義 入札設計書の単価の適用誤り、数量の違い、費用の計上漏れ等の疑義をいう。
- (3) 予定価格 市が発注する工事の落札上限価格をいう。
- (4) 有効金額 予定価格の制限の範囲内の入札金額をいう。

（対象工事）

第3条 この要領の対象工事は、発注工事のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 開札前 予定価格2,300万円以上の発注工事
- (2) 開札後
 - ア 再入札においても有効金額がない発注工事
 - イ 最低制限価格又は低入札価格調査基準価格を複数者が下回った発注工事
- (3) 前各号に定めるもののほか、入札の透明性、公平性が保てないと認められる発注工事

（開札前の対応）

第4条 入札執行職員は、入札を公告した後又は指名通知した後、開札3日前までに、柏崎市入札閲覧設計書に関する質問回答等取扱要領（平成21年

4月24日伺定)に基づく質問の提出等により、積算の疑義による積算の誤りが判明した場合は、当該入札を中止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該積算の誤りの内容及び金額の誤りが軽微であるときは、積算の誤りを正し、かつ、当該誤り部分の契約上の取扱いを入札参加者に通知することにより、入札を続行することができるものとする。
- 3 前項に基づき入札を続行した対象工事は、開札後に、落札者と契約締結直後に積算誤りを正して積算し直した額に落札率を乗じて得た額で変更契約を締結するものとする。

(開札後の対応)

第5条 入札執行職員は、第3条第1号に規定する対象工事、又は同条第2号イに規定する対象工事で有効金額があるときは、落札者の決定を保留し、落札候補者を決定するものとし、同条第2号アに規定する対象工事については、落札者又は落札候補者の決定ができないことから、速やかに次回の入札手続きをとるものとする。

- 2 前項の規定による対象工事については、疑義申立書(別記第2号様式)により、疑義申立期間内に市長に疑義申立てを行うことができる。
- 3 前項の疑義申立期間は、開札日の翌日午前9時から開札日の翌々日午後3時までとする。ただし、開札日の翌日又は翌々日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、当該日の直後の開庁日とする。
- 4 低入札価格調査対象工事は、前項の開札日を低入札価格調査完了日と読み替えるものとする。
- 5 疑義申立期間を過ぎたときは、疑義を申し立てることはできない。
- 6 落札候補者がある場合で、疑義申立てがなく疑義申立期間を過ぎたときは、同期間終了時点で、落札候補者を落札者として決定する。
- 7 第1項の規定による疑義申立てをできる者は、当該対象工事の入札参加者のうち、設計書の公表申請書(別記第1号様式)にて申請したものに限る。ただし、当該入札を辞退した者及び棄権等により入札額を提示しなかった者は、疑義申立てを行うことができない。
- 8 前項の規定による疑義申立てで、積算の誤りが判明した場合の対応は、当該入札を無効とし、次の各号により定めるところによる。

- (1) 第3条第1号及び同条第2号イで落札候補者がある場合 改めて入札を執行する。
 - (2) 第3条第2号ア及び同号イで落札候補者が不在の場合 有効金額の提示があったことが判明した場合は、そのうち最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定する。
- 9 前項の規定にかかわらず、積算の誤りがなかった場合又は軽微の場合の対応は、次の各号により定めるところによる。
- (1) 落札候補者に変更がない場合 落札候補者を落札者と決定する。
 - (2) 入札額が予定価格の範囲内でない場合 入札参加資格格付け要件を見直したうえで、速やかに次回の入札手続きをとるものとする。
- (契約締結後の対応)
- 第6条 市長は、発注工事の入札による契約を締結した後に積算の誤りがあり、当該落札決定に誤りがあることが判明した場合は、契約を締結した相手方と協議し、当該契約を解除できるものとする。ただし、当該契約の履行状況により、解除し難い場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、当該相手方に損害を及ぼしたときは、市長は、その損害を賠償しなければならない。

附則

この要領は平成23年5月1日から施行する。

附則

この要領は平成23年10月1日から施行する。

附則

この要領は平成23年12月1日から施行する。

附則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は平成30年4月1日から実施する。

附則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第5条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

所在地

会社名

代表者

担当者

連絡先

E-mail

設計書の公表申請書

下記のとおり発注工事の設計書の公表を申請します。

記

1 発注工事

(1) 工事番号

(2) 工事名

2 開札日

年 月 日

3 対象工事

次のうち該当するものの番号を○で囲んでください。

(1) 予定価格2,300万円以上の全ての工事

(2) 入札参加者全員が予定価格に達せず不調となったもの(予定価格200万円超)

(3) 最低制限価格未満又は低入札価格調査基準価格未満の入札者が複数となったもの(予定価格200万円超)

4 添付書類

自社で作成した設計書（工事内訳明細書まで）

5 申請理由

対象工事の積算等について、発注者の積算内容の確認のため

別記第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

所在地
会社名
代表者
担当者
連絡先
E-mail

疑 義 申 立 書

下記のとおり発注工事の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
開 札 日	
疑義内容（市の積算等に疑義がある具体的な代価等）	

注 1 疑義申立期間内にこの疑義申立書を電子メール又は持参にて提出してください。その際、具体的な代価等の積算や資料を添付してください。

※ 単に「自分が想定した予定価格と合わない。」等は、疑義の対象としません。

注 2 疑義申立期間を過ぎた場合は、疑義申立てができません。

記入例

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

柏崎市長 様

所在地
会社名
代表者
担当者
連絡先
E-mail

会社印と代表者印は不要ですが、申請担当者の連絡先（電話番号と電子メールアドレス）を記入してください。

疑義申立書

下記のとおり発注工事の入札に係る積算等について、疑義申立てをします。

記

工 事 番 号	
工 事 名	
開 札 日	
疑義内容（市の積算等に疑義がある具体的な代価等）	
疑義申立書の申請を提出される際は、電話にて第一報をお願いいたします。	

注1 疑義申立期間内にこの疑義申立書を電子メール又は持参にて提出してください。その際、具体的な代価等の積算や資料を添付してください。

※ 単に「自分が想定した予定価格と合わない。」等は、疑義の対象としません。

注2 疑義申立期間を過ぎた場合は、疑義申立てができません。